

第2編 方法書に関する審議経過及び修正内容

第1章 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は以下に示す内容で行った。方法書に対する住民等の意見の件数は6件であった。

表 1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公 告 日	平成 20 年 11 月 10 日(月)
縦 覧 期 間	平成 20 年 11 月 10 日(月) から 平成 20 年 12 月 9 日(火)
縦 覧 場 所	長野県環境部自然保護課 長野地方事務所環境課 長野市環境部環境管理課 長野市大豆島支所
意 見 募 集 期 間	平成 20 年 11 月 10 日(月) から 平成 20 年 12 月 24 日(水)
意 見 提 出 先	長野広域連合事務局環境推進課
意見書の提出件数	6 件

第2章 住民等の意見及び事業者の見解

方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解は次ページ以降に示すとおりである。

提出された意見書については、意見者ごとに記号を付け、意見の内容に沿った区分けを行い、事業者の見解を示した。

なお、表中の章、項目及び頁等については、「長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書(平成20年11月)」の記載箇所を示すものとする。

第1章 事業計画の概要		意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
項目	頁	意見者	
1.5 建設候補地決定の経緯	2	A	<p>本計画施設を建設することが浸水等の影響要因となることはないことから環境影響評価の評価項目としてはしておりませんが、本計画施設については、災害に強い施設を目指して整備することで十分対応してまいります。また、万が一の災害時には地域における安全な避難場所として活用できるよう、施設整備計画策定時に配慮したいと考えております。</p>
1.7.5 事業計画	7	C	<p>現在稼働している長野市清掃センターごみ焼却施設は、本計画施設の稼働後には解体いたしますが、①今回の対象事業実施区域外であること ②事業実施主体が異なること ③解体時期が決定していないこと等の理由から、本環境影響評価の評価項目とはしておりません。サンマリンながのの解体については、事業実施主体は異なりますが、対象事業実施区域にあり、本計画施設建設には、サンマリンながのの解体が必要であることから環境影響評価の対象としたものです。</p> <p>なお、長野市では既存ごみ焼却施設にあたり、周辺環境や安全性に十分配慮していくこととしております。解体後は、跡地を公園等として利用する計画であり、公園建設の前に関係法令に基づく調査を実施することとしております。</p> <p>また、本計画施設及び、同施設稼働後も継続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺の環境モニタリングを実施し、それらの結果を公表すること、安全性を確認していただくよう努めてまいります。</p> <p>*[長野市清掃センター] 長野市が運営する長野市清掃センターには、ごみ焼却施設、資源化施設、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設があり、長野市（一部周辺町村を含む）の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の中間処理等を行っています。 本計画施設稼働後、ごみ焼却施設は解体しますが、資源化施設、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設については、引き続き、稼働するものです。</p>
1.7.5 事業計画	7～12	D	<p>本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいります。その中で予測や評価に必要な事項を決定してまいりますので、現時点で主要設備方式等の詳細をお示しすることはできません。</p> <p>計画値につきましては、法規制値を基準に現在の技術水準、維持管理水準を考慮して、事業者が守ることを約束する数値として決定しております。なお、法規制値は国が人間の健康や自然環境といった様々な角度から検証を行い、維持されることが望ましい値として定めているものであり、科学的根拠に基づいたものと認識しております。</p> <p>また、環境保全目標値は環境基準値及び施設の計画値を基準として、現況を十分に把握した上で、より良い環境とするために設定するものです。</p>
			<p>(選定方法に関する具体的な疑問の一つ) 一洪水ハザードマップによる浸水被害リスクを評価しないことについて一施設そのものの耐浸水性が確保されるべきことは当然ですが、古くから水害の被害を被ってきた長野盆地にあって、候補地の水害へのリスク評価が不十分と考えました候補地検討委員会では、候補地の浸水被害リスクの評価は、洪水ハザードマップでは出来ない等の理由で行われていません。洪水によってアクセスが寸断され、救急日に亘ってごみの搬入が出来ない状態が続く状況が想定されることへのリスク評価など評価基準の再検討が必要と考えます。</p>
			<p>P7 7.5 事業計画について サンマリンながのの解体だけでなく、現在の焼却場解体も評価すべきです。 候補地は松岡区の区画整理で面積の3%を公園にするという区画整理法に基づいた公園予定地です。区画整理内公園面積の6.5%がこの候補地に含まれています。長野市、広域連合は地区の説明会で現在の焼却施設に同等の土地があるのので、そこを公園にする」と説明しています。大豆島への施設建設というのであれば、「現在の焼却施設の解体」と「変更された公園整備」も一体の計画でなくてはなりません。 長野市は平成5年不燃物破碎施設を建設する時も、隣のストックヤードを解体して公園にする」と約束し、図面まで示したにも関わらず、その場所に平成15年プラスチック圧縮施設を建設しました。その時「将来処理場の分散化を検討する」と公文書で回答したにもかかわらず、今回は広域のごみを集中するごみ焼却施設の建設計画です。 そして今回も又公園用地は現焼却施設の跡地に移動すると説明しています。 今までの対応を考えると、今回の環境影響評価で、「現在の焼却施設の解体」と、「公園の移転地」が評価にないのは、「新焼却場の建設だけして、旧焼却場はそのまま放置、公園も造らない」のではと考えるを得ません。もし、今回は約束を履行する」というのであれば、上記2点を評価項目に入れ、公園は子どもが安心して遊べる環境なのかということも、責任もって評価すべきです。</p>
			<p>2. 事業計画・施設計画について (1. 7.5、(2)) ア、主要設備方式等について 焼却炉、灰溶融（設備）炉、廃ガス処理設備等の構造とデザインメーション、燃焼ゴミの種類・組成と燃焼速度（処理速度）等々の基本的情報が欠落している。これら焼却施設稼働に伴う十分な予測と評価が可能であろうか。主要設備方式とその操業に関する基本情報が必要である。 イ、計画値 表1-7-1～1-7-9に渡って計画値が記載されている。計画値設定の意図は何か、また表示されている数値の科学的根拠を示していただきたい。とりわけ、飛灰処理、溶融スラグに関する計画値の科学的根拠を示していただきたい。 計画値と第3章で定義されている環境保全目標値とはどのような関係があるのか。 計画値の科学的根拠が明瞭ならば、計画値と予測結果との対比による評価が透明度高く分かりやすい。</p>

第1章 事業計画の概要		意見等に対する事業者の見解
項目	頁	意見書の原文
1.7.5 事業計画	17	<p>[1] 第1章(事業計画の概要) P17 (9) その他の施策等 (ア) 地域への貢献 本施設は熱エネルギーの有効活用によるプール、コミュニティセンター等の整備や環境教育の拠点としての整備を行うとともに、公園や緑地等の整備によるみどりの創出を行い、長野市の各種計画と整合を図りながら、地域に貢献できる施設を目指すものとします。</p> <p>A) プール、コミュニティセンター等の整備について 現在のサンマリン長野の利用状況をみても、利用者は年々減少しています。民間から借り受けしている駐車場は、夏休みの時期以外ほとんど使用されていません。箱物は当然維持管理費が必要で、今後どんな対策を考えているのか示してください。</p> <p>B) 環境教育の起点として整備について 大豆島地区はダイオキシン対策が行われる以前から40年以上焼却施設を受けてきました。この影響の有無を詳細に把握することなく、将来別の施設が稼働したら、環境教育をすると述べています。現在の施設が稼働している時こそ行われるべきだと思います。環境教育のカリキュラムを明示してください。</p> <p>C) 公園や緑地等の整備によるみどりの創出を行い、について 松岡地区住民にとっても一番指摘したい点です。元来、新ごみ焼却施設建設予定地の一部は、松岡土地区画整理事業で、土地区画整理法施行法の規定により公園造成計画でした。本来なら公園完成後に松岡土地区画整理組合(地権者)を解散を行うべきものと思います。しかし公園未完成情况のまま解散したことにより、土地区画整理法第五十条(公共施設の用に供する土地の帰属)を理由に、近隣の現焼却施設後地を公園にする計画に長野市が変更いたしました。この後地は本来に公園として適しているか甚だ疑問です。近くに代替地をもってくれればよいという問題ではないと思います。</p> <p>D) 地域に貢献できる施設を目指すについて 地域に貢献できる施設とは、何を指しているのか不明です。具体的な施策を示していただきたい。現在のサンマリン長野がどう地域に貢献しているのか、分析結果を教えてください。</p>
		<p>意見等に対する事業者の見解</p> <p>長野市では余熱利用施設等の整備について、地域の皆様と十分協議し、計画していくとされています。</p> <p>長野市では現在も清掃センターを拠点として、ごみ処理施設の紹介やごみの分別方法、ごみ減量等についての教育や啓発に努めております。長野市では現清掃センターごみ焼却施設跡地に同等面積の公園用地を確保することが可能であることから、計画施設の建設候補地としたものです。</p> <p>「サンマリンながの」北側の公園用地は、区画整理事業にともない長野市に帰属された用地及び市が隣接公園とするために取得した土地です。長野市では現清掃センターごみ焼却施設跡地に同等面積の公園用地を確保することが可能であることから、計画施設の建設候補地としたものです。</p> <p>長野市では既存ごみ焼却施設解体後は、跡地を公園等として利用する計画であり、公園建設の前に関係法令に基づく調査を実施することとしております。</p> <p>また、本計画施設及び、同施設稼働後も存続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺の環境モニタリングを実施し、それらの結果を公表すること、安全性を確認していただけるよう努めてまいります。</p> <p>なお、長野広域連合といたしましては、長野市が整備する公園のほか、施設周辺の住宅に近い部分には公園機能をもった緩衝緑地を整備してまいります。</p> <p>* [長野市松岡土地区画整理事業] 健全な土地利用の増進を目的に、松岡土地区画整理組合により、約35ヘクタールを対象として、昭和61年度から平成16年度の間に施行されたものです。公園用地を含む本計画実施区域の一部は、この区画整理事業対象区域に含まれています。</p> <p>長野広域連合といたしましては、本計画施設の整備にあたっては、災害に強い施設とするとともに、方が一の災害時には地域における安全な避難場所として活用できるように、施設整備計画策定時に配慮したいと考えております。</p> <p>また、長野広域連合と長野市では、ごみの焼却により発生する熱を利用した余熱利用施設の建設も併せて計画しており、この施設については、地域の皆様と十分協議した上で、健康増進、レジャー施設等、地域のまちづくりの中核となるとともに、広く市民に親しまれる施設として整備してまいります。</p> <p>なお、現在の「サンマリンながの」につきましては、長野市清掃センターの余熱を有効に利用し、高齢者から子供まで幅広く楽しみながら体位の向上を図ることのできるレジャーブール施設や、憩いの場所としての入浴施設を備えた総合レクリエーションセンターとして、年間を通じて、市民の皆様が親しまれている施設であり、地域においても地場産野菜の直売の場として提供されるなど活用が図られていく施設であるとと考えております。</p>

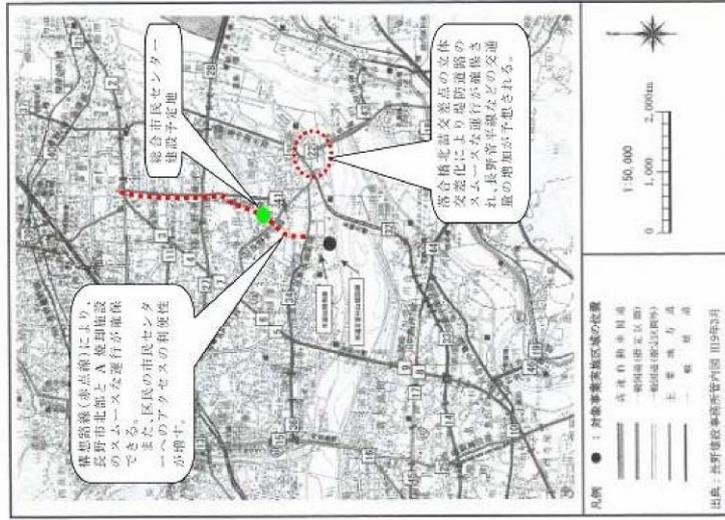
第2章 地域の概況		意見書の内容		意見等に対する事業者の見解
項目	頁	意見者	意見書の原文	
2.2.2 交通の状況	27 28	E	<p>[2] 第2章 2.2.2 交通の状況 (1) 道路 なお対象事業実施区に隣接して、敷地南側には、市道若里村山堤防線が犀川に沿って走り、敷地北側に市道松岡南線が走っている(交通調査はしていない)と記されています。</p> <p>A) 表2-2-5 主な道路交通量の素は、建設予定地から距離離れた地点での調査であり、上記2市道は交通量が多いにもかかわらず調査されていません。 今後の調査も現実地点で、実施するのであれば住民が望む実態調査から程遠いデータしか示されないと思います。上記市道も含め、新施設が稼働した時点での複数のケースを想定した評価を行うことを要望します。</p> <p>一、古い平成十六年の土地利用で今は住宅が沢山あります。</p>	市道若里村山堤防線及び市道松岡南線の両路線については、本環境影響評価の現況調査の中で、P240、241の図でお示ししているとおり自動車交通量調査を実施してまいります。
2.2.3 土地利用の状況	30 31	C	<p>P31 図2-2-5 対象事業実施区域周辺地の土地利用状況 ここに示されている図面は平成11年の地図です。その後、区画整理があり、周辺の土地利用状況は大きく変わっています。この図面では土地利用状況を正しく把握、評価は出来ないと思います。</p> <p>3. 土地利用の状況について(2.2.3) 図2-2-5 対象事業実施区域周辺の土地利用状況は10年前の古いものである。この「古図」でも、対象事業実施区域と住宅が隣接していることが明瞭であるが、今日では、事業実施区域と住宅がもつと密接している。方法書を読み取る上で誤った判断を与えかねない。新しいものに差し替えていただきたい。</p>	ご指摘のとおり、P31の図2-2-5(対象事業実施区域周辺の土地利用現況)については、最新版ではありませぬので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況	79	F	<p>一、P.7.9 ゼロエミッション意味がわかりませぬ。 ゼロエ[コ]ミッション?</p>	ご指摘のとおり、P30の表2-2-6(地目別土地利用状況)については、最新版ではありませぬので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
2.3.3 地象の状況	99 101 103	F	<p>一、P.9.9・101・103 調査業者名等黒くしてあるのは無責任。</p>	ご指摘のとおり、P31の図2-2-5(対象事業実施区域周辺の土地利用現況)については、最新版ではありませぬので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
2.3.4 動植物の状況	107 ~ 143	E	<p>[3] 2.3.4 動植物の状況 A) 動植物の実態については詳細に調査対象にしていますが、「人の生命(いのち)は、地球より重い」とされ一番尊重されなければならぬ地域住民の健康調査等については一行でも触れられておりませぬ。 こうした調査こそ重点的に実施するよう強く要望します。</p>	ご指摘のとおり、P31の図2-2-5(対象事業実施区域周辺の土地利用現況)については、最新版ではありませぬので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
2.3.6 触れ合い活動の場の状況	150	F	<p>一、P.150 サンマリンながの北の公園の名前がない</p>	ご指摘のとおり、P31の図2-2-5(対象事業実施区域周辺の土地利用現況)については、最新版ではありませぬので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。

第2章 地域の概況			
項目	頁	意見者	意見書の原文
			意見等に対する事業者の見解
			長野市では、環境省の示す基準に従い、人口や面積、汚染状況等を考慮して、常時監視測定局の敷地や配置を決定しており、現時点でご指摘の場所に設置する予定がないことを確認しています。 なお、長野広域圏では、建設候補地周辺3地点において現況調査を実施いたします。
	154 163 167	F	環境基準値及び市内他地点の測定結果と比較して、特に高い値ではないと認識しております。 一、P.1.5.4 大気常時監視視所所在地が記さいされているのと同じに煙突の下、周辺の公園に設置できないのですか。 「一般環境大気と、自動車排ガス測定」 一、P.1.6.3 ダイオキシン濃度は、0.088で大豆島小学校で多いのは、 一、P.1.6.7 騒音調査、清掃センター周辺で朝八時～十二時までして下さい。
2.3.7 大気質・水質等の状況	178	C	PI78 センサー臭気測定結果 長野市は不燃物破砕施設周辺の臭気に対して、永年地区から改善要求の申し入れがあり、今年度その申し入れを受け、臭気対策の工事を行いました。事実大気臭気のきつい時があります。しかしこの測定結果を見ると、臭気指数にばらつきはあるものの、すべての項目が横並びになっていません。この数字を見ると「国の基準」と「実際の市民が苦痛に感じる数値」には大きな開きがあるのではないのでしょうか。 臭気だけでなく、その他の汚染物質も国の基準をもって、「基準以下だ」というのでは、地域に住む住民としては納得できません。これらの評価は、国の基準に対するのでは不十分だと思います。
			長野市では、悪臭防止法に基づき規制地域・規制基準を定めており、これに基づき計画施設敷地の境界、気体排出口、排出水における特定悪臭物質濃度を規制しています。(表2-2-47～48)なお、一般に、悪臭は複合臭気の汚染であることから単体の物質濃度規制だけでは悪臭の実態を把握しきれない可能性があるため、近年は人間の鼻による嗅覚測定法として臭気指数法(三点比較式臭袋法)が採用されるようになってきています。 現清掃センターの悪臭調査においても、平成15年度より特定悪臭物質濃度のみでなく、臭気指数測定を実施し、監視しています。(表2-3-35参照) 長野広域圏連合といたしましては、国の基準について遵守することはもとより、更なる低減を図っていきたくと考えております。

第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		意見等に対する事業者の見解
項目	頁	意見書の原文
②	A	<p>「第3章まえがき」には、「事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の対象項目を選定した」とあります。</p> <p>大豆島の地域特性の第1は、ダイオキシン対策が行われる以前から40年以上、長野市の焼却施設を引き受けてきたことです。この影響の有無とその程度を詳細に把握することなく、将来、別の施設が稼働したときの影響を比較評価することは出来ないでしょう。</p> <p>この点において、「A 方法書」の評価項目は、地域特性を十分に考慮していないと考えます。同様の質問に対して、広域連合からは、先に「環境要因が多様多様であり、一般的に行われる評価項目しか実施しない」という消極的な考え方をうかがいました。これでは、何処でも同じ方法書が適用し、地域特性云々という考え方は相容れないと考えます。</p> <p>また、大気質などの評価基準として詳細な計画施設の排気に関する性能が列挙されていますが、施設の詳細設計がまだ決まっていない現段階でなぜ、影響評価ができるのか疑問です。</p>
第3章 まえがき	213	<p>4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法について (第3章)</p> <p>選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の対象項目を選定したと記述されている。</p> <p>本環境影響評価方法書で、最も重要な「地域特性」とは、ダイオキシン等類規制以前の約40年に亘って大規模なごみ焼却施設が設置・稼働されてきた同一地籍が、再び長期に亘る大型焼却施設の建設候補地とされたことである。かかる地域特性を踏まえると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民の健康状態調査 (アンケート方式) 2. 地域住民の家屋等の実態調査 (腐食・汚染等についてのアンケート方式) <p>を環境影響評価の対象項目とすることが「地域特性」を踏まえた本環境影響評価方法書には不可欠である。動物物、大気・土壌等の現況調査はするが、地域住民に係わる現況調査を実施しないのは、本来転倒と言わざるを得ない。</p> <p>なお、地域住民に係わる実態調査結果と現在稼働している長野市清掃センターごみ処理関連施設との因果関係を特定することは、現時点では必ずしも必要としない。状況・特徴を把握しておくことが今後の事後評価のために不可欠である。</p>
3.1.12 動物	F	<p>一、P.223 動物(人間も動物)工事による影響評価。これはそのまま、人間周辺住民にあっては、安全・安心な施設となるよう万全を期してまいります。</p>
3.2.2 騒音 3.2.3 振動	238 ～ 249	<p>5. ごみ収集車両の計画施設へのアクセス道路、幹線道路周辺の排ガス、騒音、振動、温暖化係数等の調査・予測について (3.2.2, 3.2.3)</p> <p>対象事業実施区域周辺における交通量調査とそれに伴う騒音、排気ガス等の調査だけでは極めて不十分であり、今後の長期的な環境政策も立案できないのではないかと。また、広域連合地域全体を見渡し、将来を展望した環境影響評価 तरीえない。</p> <p>ゴミマイレージ (運送ゴミの量×走行距離/ton・km) 活用と計画道路についての調査・予測が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 1 現行のゴミ焼却量/day、供用ごみ収集車両数/day、現行アクセス道路を用いてゴミマイレージを算出できる。次いで、ゴミマイレージ当りの排ガス、騒音、振動、温暖化係数を算出する。ゴミマイレージを最適化するようアクセス道路の見直しをすべきである。ルギーの観点から最適化するようアクセス道路の見直しをすべきである。 5. 2 長野市・広域連合が構想している計画道路についてもゴミマイレージを算出し、環境負荷や省エネルギーの観点から最適かどうか見直すべきである。広域化に伴う後年次負担の問題、広域化そのものの妥当性についても有益な知見を与えるものであり、本方法書に不可欠である。
		<p>「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では、標準的な調査内容や調査地点についての考え方が示されていますが、長野市清掃センターごみ焼却施設が存在するという地域特性を十分考慮した上で、現況調査の中で、同施設の休止時の測定を行った、ダイオキシン類をはじめ各項目の調査地点を標準的な地点数より増やすなどして、今までの影響等についても詳細に調査し、把握してまいります。</p> <p>本計画施設の施設内容詳細については現段階では確定していませんが、本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいります。その中で予測・評価に必要な事項を決定してまいります。</p> <p>現代社会においては、人の健康や家屋等へ影響を及ぼすおそれのある要因は、ごみ焼却施設以外にも多種多様であり、その因果関係を特定することは困難であることから、健康調査等を実施する予定はありません。</p> <p>長野市が計画している構想路線については、地域の皆様の利便性の確保等を目的として、今後、地域の皆様と協議を重ねた上で具体化していく予定ですが、現時点ではルート、幅員等の基本的事項が全く確定しておらず、環境への影響を評価することはできません。今後、長野市において地元の皆様や関係機関と協議をし、必要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測し、搬入車両のルート等の検討をしたいと考えております。</p> <p>*[構想路線] 大豆島地区の南北を連絡し、地域の皆様の利便性の確保等を目的として構想している路線です。ルート・幅員等の概要については、現在、大豆島地区の皆様と協議を重ねている所です。</p>

第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		意見書の内容		意見等に対する事業者の見解	
項目	P	意見者	意見書の原文		
3.2.1 大気質 3.2.5 悪臭	236 237 257	D	<p>6. 大気質、悪臭の予測方法および評価について (3. 2.1、3. 2.5)</p> <p>6.1 予測方法について 大気拡散モデルによる数値計算は、初期値や設定パラメータによって任意性があるため、計算結果の判断が難しく信頼性に欠ける。採用予定の大気拡散モデルによる数値計算結果と事後評価による検証例を示して、予測方法としての信頼性を示していただきたい。</p> <p>6.2 評価方法および計画値の活用について 評価方法は、予測結果と環境保全目標との対比を行なうことにより評価する、とされている。一方、環境保全目標については、よりよい環境とするための目標を設定する、とされているが数値の記載が無い。本方法書において予め設定すべきである。環境保全目標の記述がない方法書は、方法書としての要件を満たしていないのではないか。評価とは、元来、設定目標の達成度によってなされるわけであるから、環境保全目標の設定がない方法書は、後だしジャンケンをすることになりかねない。</p> <p>評価は、第1章 1.7.5に計画値が記載されている場合には(例 表1-7-5 悪臭に関する計画値)、これを用いて評価することができる。この方法は、透明性が高く分かりやすい。</p>	<p>予測・評価の方法については、基本的に「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に従って実施することになります。マニュアルにもあるように、評価は、①影響緩和の観点と②環境保全目標等との整合の観点から実施いたします。</p> <p>環境保全目標値等については、事業計画目標、環境基準のほか、「長野県環境基本計画(2001年改定版)」、「長野市環境基本計画(後期計画等)」等も考慮しながら、準備書の中で記載していく予定です。</p>	
3.2.8 土壌汚染	266	D	<p>7. 土壌汚染の予測方法および評価について (3. 2.8)</p> <p>予測方法に関する科学的な記述が皆無である。具体的な科学的な方法を明示していただきたい。評価についても、5. で述べたことがそのまま適用できる。方法書に、環境目標値を予め設定しておく必要がある。</p>	<p>土壌汚染の予測方法については、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」にも記載されているように、既存の類似事例等との比較により影響の程度を定性的に予測する予定です。粉じん等の土壌面への沈着量については、大気汚染と同様の数値拡散モデルによる予測が可能ですが、土壌汚染のメカニズムを正確に表現する予測モデルはないためこのような方法を用いる予定です。</p>	
3.2.1 大気質 3.2.5 悪臭	234 235 256	B	<p>環境影響評価方法書対象事業の調査観測点の一部拡充のお願い</p> <p>方法書234ページ「図3-2-1」および235ページ「図3-2-2」による諸観測点のうち、▲「降下ばいじん調査地点」および▼「大気汚染調査地点」が2~3箇所と表示されているが、これを6箇所増やしてほしい。</p> <p>特に北東にあたる風間地区は近時住宅が増加しており、地区住民の暮らしのなかでは「降下ばいじん」と「大気汚染」について大いに関心があるため、当該地域へは「ばいじん」と「大気」に関し少なくとも2~3箇所調査点を加えてほしい。</p> <p>更に、256ページ「図3-2-9」■「悪臭現地調査地点」を風間地区内へ2~3箇所入れてほしい。(理由)</p> <p>昭和50年11月移住してきた我が家でも、殆んど毎朝物干し竿が黒く汚れており、干しておいた洗濯物もいつの間にか白い下着類が黒ずんだり、細かい煤煙のような黒いゴミのような物が付着していることや、曇天時や風向きによって何か物を燃やすす臭いやかすかな臭いを感じることが頻りにあった。</p> <p>その後、焼却施設の改修等により黒ずみや漂着物付着・臭気は改善されたが、当時の悪臭は周辺住民には何時でも残っている。</p> <p>勿論新築施設は、現在考えられる最高レベルの技術をもって建設されるのだから、現状把握には細心の注意を払って調査を実施してほしい。</p> <p>上区と西風間境には特別養護老人ホームもあり地域住民が日常生活を安心して送れるよう配慮頂き、当該地域への観測点増設を切に希望する。</p>	<p>「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では、調査地点数として「標準的には1~2地点程度とし、地形条件や保全対象、事業計画の状況により必要に応じて追加する。」とされています。</p> <p>本環境影響評価においては、標準的な調査地点数に対し、全項目の大気汚染調査を事業予定地周辺における主風向を考慮して、風上・風下を含めた3地点を増やしているほか、地元の地域特性を考慮して、ダイオキシン類の調査7地点及び降下ばいじん調査3地点などの調査地点の追加をしております。</p> <p>なお、風間地区においても大気汚染調査を1地点、ダイオキシン類調査を1地点、悪臭調査1地点の計3地点で調査を実施いたします。</p> <p>今後、調査地点の確定にあたりましては、地域全体のバランスや気象特性、データの有効性等を考慮するとともに、技術委員会の審議経過を踏まえ、更に検討し必要に応じて見直しをしてまいります。</p>	

その他	
項目	意見者
<p>意見書の原文</p> <p>③ 協議中の「構想路線」の扱いに関わる意見 構想路線の建設に併せて長野市から地元にて提案された「まちづくり事業」に、下図に示す「構想路線」と「落合橋北詰交差点改良」事業があります。 これらの道路改良が実現した場合、大豆島周辺の交通量や区民の移動パターンは大きく変化する事が予想されます。 広域連合からは、先に「不確定な要素が多く、協議中だから（構想路線などは）環境影響評価の対象としない」との考え方が示されていますが、むしろ積極的に搬入道路に利用する場合は含む複数のケースを想定した評価を行うことが、施設の影響評価に留まらず、地元との道路整備計画の協議にあたって有用なデータとなり、住民が納得する進め方となると考えます。これらの計画路線を含む影響評価を要望します。</p>	<p>意見等に対する事業者の見解</p> <p>長野市が計画している構想路線については、現時点ではルート、幅員等の基本的事項が全く確定しておらず、環境への影響を評価することはできません。今後、長野市において地元の皆様や関係機関と協議をし、概要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測し、搬入車両のルート等の検討をしたいと考えております。 また、長野市が計画している落合橋北詰交差点改良については、現在、長野市において地元の皆様や関係機関と改良方法について協議している段階です。長野広域連合では、現況調査の中で、落合橋北詰交差点の自動車交通量調査を行う予定であり、交差点改良計画と整合を図りながら、交通量等を予測・評価してまいります。</p> <p>注) 意見書に付されている図面は、長野広域連合、長野市が作成したものではありません。</p>
<p>提出された意見書がどのような形で公開されるのか(すべて公開されるのか等) 教えてください。</p>	<p>事業者(長野広域連合)は方法書に対する環境の保全の見地からの意見書の写しを、知事に提出します。また、意見の概要及び意見に対する事業者の見解を準備書に記載します。</p>



その他		意見等に対する事業者の見解
項目	意見書	上記Aの見解と同じです。
頁	C	① につきましましては、現況調査の中で実施してまいります。 ② につきましては、現況調査の結果を踏まえ、準備書の段階までに、予測・評価してまいります。
意見者	F	長野広域連合の施設では可燃ごみの処理を行いますので、本計画施設稼働後には長野市清掃センターのごみ焼却施設は廃止されますが、資源化施設等は長野市で継続して運営されます。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。
意見書の原文	交通調査について 以下の点を把握し、示してください。 今回、清掃センターとエムウェーブを結び計画道路が、未定だということ、評価されています。しかしその道路がもし開通し、そこをゴミ収集車が通行すると、地区の交通状況は一変します。「計画道路の建設を中止する」か、または「通行を想定して評価する」のどちらかでないかと交通調査の意味はないと思います。 また、調査項目に他の地域の交通量など記載してありましたが、現在のごみ焼却施設に集中している収集車の運行状況がありません。以下の2点の調査は最低必要だと思えます。 ① 現在焼却施設に運び込まれているゴミ収集車の通行経路と台数。 ② 新たに須坂を含め運び込まれることが予想される運行経路と台数。 一、環境影響評価についての不安を申し上げます。 一、清掃センターには、不燃ごみ破砕施設は含まれているのですか。 一、長野市は堆肥化施設は考えていないのですか。 一、住民への人間としての保健所の見解がない理由は。 一、センターがあることでそれに関連する、会社、業者が出来、灰じん、悪臭、騒音、騒音が声を出してもいつともセンターの方の返事は、うちのとは限らないと、これでもよいのですか。 一、過日不燃ごみ破砕施設の稼働している時に見学させていただいた折、丁度、雨降りて雨曇がたれこめていた状態で排気口から出たじょう気が建屋の南へまわりこんで流れ清掃センターの玄関前を抜いているとすごい異臭でした。 この時全員の方が感じ女性の方は二日くらい頭痛がしたり体調が悪かったとの声。 平成八年から今日まで不燃ごみ破砕施設から放出されてきた事実は、情報公開で排気口で計った結果よくない物質が確認され、平成二十年十二月完成されること。 この十二年間を大豆島及び周辺住民に對してどうするのですか。 一、ここに住むとゼンソクになるという方がおります。 一、清車場、計量キ、不燃ごみ、プラ圧縮施設が今のままだと必要ですね。 一、焼却場の跡地に公園？不燃ごみ破砕施設、プラ圧縮施設そこへ搬入する車(土手及び北側)万が一にでも新焼却炉が出来ること、真中に、公園が出来るとは、いかがですか。 一、青写真はあるのですか。どんな施設かわからない又、各社の機種もわからない中での何年も前に計測した、あまりにも古い調査はなぜですか。	
項目		長野広域連合の施設では可燃ごみの処理を行いますので、本計画施設稼働後には長野市清掃センターのごみ焼却施設は廃止されますが、資源化施設等は長野市で継続して運営されます。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。 方法書に関連する事項ではありませので、お答えすることができません。 方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。

第3章 知事の意見及び事業者の見解

方法書に対する知事の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

知事の意見（原文）	長野広域連合の見解
全般	
1 環境影響評価の実施に当たっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。	1 長野広域連合では、今後も「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」の3つの基本方針に基づき、環境影響評価の実施に努めます。
事業計画	
2 ごみの削減目標を達成するため、最新の知見に基づいたごみ処理費用の有料化など、構成市町村が実施する減量化施策による減量効果の見通しについて、関係する市町村と十分協議すること。	2 ごみの削減目標を達成するために、今後も構成市町村が実施する減量化施策による減量効果の見通しについて、関係する市町村と十分協議を行います。
3 施設計画の策定に当たっては、長野県地球温暖化防止県民計画、長野市地域省エネルギービジョン及び長野市地域新エネルギービジョン等に配慮すること。	3 施設計画の策定に当たっては、長野県地球温暖化防止県民計画、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等に配慮し、エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます。
4 現況調査に当たっては、長野市清掃センター及びサンマリーンながのと十分調整し、両施設の稼働状況等について留意の上実施すること。	4 現況調査を実施するに当たっては、両施設と密接に連携を図り環境影響評価を実施します。

知事の意見（原文）	長野広域連合の見解
大気質、騒音、振動、悪臭	
<p>5 環境影響評価に当たっては、善光寺御開帳をはじめ、ごみ処理費用の有料化や周辺町村との合併など、交通量等の変動要因について考慮の上実施するとともに、対象事業実施区域周辺における道路整備計画との整合についても留意すること。</p>	<p>5 善光寺御開帳等の特殊な状況については、環境影響評価を行う上で、配慮するとともに、十分留意します。また、制度の変更、周辺町村との合併などの変動要因については、環境影響評価を行う上で、十分留意します。</p> <p>更に、環境影響評価準備書の段階までに確定した道路整備計画等については、予測・評価の際に整合を図ります。</p>
<p>6 大気質の調査については、風向等気象の状況及び住宅地が近接している等の土地利用の状況を考慮し、調査地点の見直しを行うこと。</p>	<p>6 対象事業実施区域の西側の約2km付近に大気質の調査地点を1地点追加し、調査を実施します。</p>
<p>7 悪臭の予測及び評価に当たっては、長野市清掃センターの資源化施設で実施した臭気対策工事による改善効果についても考慮すること。</p>	<p>7 悪臭の予測及び評価に当たっては、最新の調査結果を利用するとともに、長野市清掃センターの資源化施設で実施した臭気対策工事による改善効果についても予測及び評価を実施します。</p>
水質、水象	
<p>8 降雨時の河川の水質変動が大きいことを考慮し、降雨時における水質の調査頻度を見直すこと。</p>	<p>8 降雨に伴い水嵩が増した時点から、1時間毎に複数回の水質測定を2降雨時に実施し、降雨時における河川の水質変動を確認します。</p>
<p>9 地下水位の調査地点については、施設供用後の水質モニタリングを考慮して選定すること。</p>	<p>9 地下水については、現在の長野市清掃センターで利用している井戸のうち適当なものをモニタリング用として活用していく計画です。</p>
土壌汚染	
<p>10 ダイオキシン類の土壌汚染の調査範囲については、施設からの排出ガスの最大着地濃度出現距離に安全率を考慮して設定すること。</p>	<p>10 ダイオキシン類の土壌汚染については、長野市が長野市環境測定計画に基づき実施する土壌ダイオキシン類の結果も活用し、施設からの排出ガスの最大着地濃度出現距離の外側の範囲についても予測・評価を実施します。</p>

知事の意見（原文）	長野広域連合の見解
地盤沈下、地形・地質	
11 対象事業実施区域の近接する場所に「泥がち堆積物」があり、地盤沈下のおそれもあるので、地盤沈下について環境影響評価を実施すること。	11 地盤沈下については、対象事業実施区域周辺の既存地質図や地質調査結果等を再度調査し、その影響について予測・評価を実施します。
12 対象事業実施区域のボーリング調査結果によると、強度の弱い「礫混じり砂」が見られるので、液状化の危険性について検討すること。	12 液状化の危険性については、計画施設の設計時に、再度、地質調査ボーリングを実施し、液状化の危険性を把握します。更に、地盤改良や杭の施工等についても検討します。
植物、動物、生態系	
13 動植物の調査範囲については、施設からの排出ガスの影響範囲を考慮して設定すること。	13 犀川河川敷に生息する動植物に注目し、排出ガスの影響範囲を考慮した上で、調査範囲を設定します。
14 動物への影響についての予測及び評価の方法を明確にすること。	14 動物への環境影響評価については、生物相（構成種）、生態系の変化を示す形で予測・評価を実施します。
15 動植物に対する環境影響評価の実施に合わせ、生態系に対する環境影響評価も実施すること。	15 生態系の環境影響調査は、動植物の調査結果を活用して、予測・評価を実施します。
触れ合い活動の場	
16 犀川河川敷については、触れ合い活動の場として利用されていることから、環境影響評価を実施すること。	16 触れ合い活動の場の環境影響評価は、犀川河川敷を対象に予測・評価を実施します。

第4章 方法書の修正内容

環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価方法書の見直し及び修正を行った。

なお、方法書の修正内容は、以下に示すとおりである。

項 目	修 正 内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法について、「環境への緩和に係る評価」及び「環境の保全に関する施策との整合性に係る評価」の2つの方法により行い、実行可能な範囲で、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価することとした。
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染調査地点（全項目）として若里多目的広場（対象事業実施区域の西側の2 km付近）を追加した。 ・環境汚染調査地点（全項目）の真島町については、長野市大気常時監視局が有るので、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の現地調査は実施せずに常監局の測定結果を使用した。 ・一酸化窒素については、二酸化窒素よりも毒性が低いことから、環境影響評価項目の二酸化窒素の発生因子と捉え、二酸化窒素の予測・評価における基礎資料とするものとし、窒素酸化物量の測定値として整理することとした。 ・揮発性有機塩素系化合物（ベンゼンを含む4物質）は、焼却施設の稼働に伴う排出のおそれ小さいことから、長期評価のみで、かつ簡略的な予測方法に変更した。 ・焼却施設の稼働に伴うベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの選定項目の分類を「重点化項目」から「簡略化項目」変更した。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・影響要因「掘削」及び「舗装工事・コンクリート工事」について、工事内容と影響要因を整理し直し、選定根拠を具体的な内容に修正した。
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・影響要因「掘削」及び「焼却施設の稼働」に伴う環境要素「地盤沈下」の影響を追加した。

項 目	変 更 内 容
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・環境要素「植物相」、「植生」、「保全機能等」に及ぼす影響要因を「地形改変」から「焼却施設の稼働」に変更した。 ・環境要因「緑化」の選定根拠については、「対象事業実施区域が既に開発された土地であり、計画施設の建設に伴う緑化、植栽することで新たな緑地環境が出現する」と修正した。 ・影響要因「緑化」と「焼却施設の稼働」の予測については、予測地点が異なることから目的に応じた内容に修正した。 ・現況調査の結果、注目すべき植物種が確認されたことから、予測・評価項目に「注目すべき個体、集団、種及び群落」を追加した。
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・環境要素「動物相」及び「注目すべき種及び個体群」に及ぼす影響要因を「地形改変」から「焼却施設の稼働」に変更した。 ・環境要因「緑化」の選定根拠については、「対象事業実施区域が既に開発された土地であり、計画施設の建設時に緑化、植栽することで新たな生息環境が出現する」と修正し、予測手法も修正した。 ・現況調査の結果、注目すべき動物種が確認されたことから、予測・評価項目に「注目すべき種・個体群」を追加した。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・影響要因「工事による影響」及び「存在・供用による影響」による環境要素「生態系」の影響を追加した。
触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・影響要因「工事による影響」及び「存在・供用による影響」による環境要素「触れ合い活動の場」の影響を追加した。